

地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

袋井市（以下「甲」という。）と静岡県立袋井高等学校（以下「乙」という。）は、産業や社会のあり方が変化していく中で、生まれ育ち、学んだ地域に愛情をもち、地域産業の振興や地域活性化に資する人材を、地域ぐるみで育成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地方創生の推進に向けた人材育成などに關し、甲及び乙が相互に連携して取り組むために必要な事項について定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携する。

- (1) 社会教育及び学校教育の充実や人材育成に關すること
- (2) まちづくりへの参画に關すること
- (3) 地域産業の振興及び新産業の創出に關すること
- (4) 地域づくり・地域活性化に關すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、持続的な地域の発展のため、双方が必要と認めたこと

2 甲及び乙のいずれかが、連携事項について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、必要な変更を行う。

（連携窓口等）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、連絡調整に關する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年12月23日

（甲） 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
袋井市長

大場規之

（乙） 静岡県袋井市愛野2446番地の1
静岡県立袋井高等学校 校長

後藤佑登美